

広島大学 大学教育研究センター 大学論集

第27集（1997年度）1998年3月発行：19-46

明治国家の形成と大学・社会

——初期議会の予算論争と帝国大学独立問題——

羽 田 貴 史

目 次

はじめに

第1章 帝国議会出現前後の高等教育

第2章 第一議会と帝国大学批判・高等中学廃止問題

第3章 第二議会と予算審議

小 結

明治国家の形成と大学・社会

——初期議会の予算論争と帝国大学独立問題——

羽田貴史*

はじめに

初期議会期において、民党は帝国大学批判・高等中学など官立学校廃止を政策として掲げ、予算審議を通じて帝国大学・高等中学の改良を迫った。彼らの主張は、一見雑多で「明確な大学観を見いだすことはむずかしい」（寺崎1979, 241頁）とされるが、単なる経費節減の手段に止まらず、明治政府が推進してきた高等教育政策を批判し、私立学校の育成、尋常中学と帝国大学との連結、帝国大学の独立や東西両京大学の増設を内容とした。制限議会とはいえ、民権運動の生き残りが多数を占める初期議会は、明治政府が推進してきた高等教育制度の改革を求めたのであり、彼らがオルタナティヴとして何を提示したのか、その意義は大きい¹⁾。

本論の目的の第1は、民党の高等教育政策綱領の分析であり、特に、帝国大学独立の主張の位置を検討することである。目的の第2は、剰余金処分を検討し、大学の財政的独立が実現しなかった理由を探ることである。第1議会の予算紛争は、総額1000万円を超える剰余金を生み出し、その使途が新たな争点となり、かつ、政党と政府との接近を促す要因となった。注目すべきは、その使途の一つに、帝国大学基本金が検討されていたことである。官立学校及図書館会計法による特別会計設置は、単なる虚構でなく、政府部内で検討されるだけの基盤を持っていた。第3は、初期議会の対立関係の変化に伴う民党の高等教育政策の変化、とりわけ、大学独立要求の変化を探ることである。

第1章 帝国議会出現前後の高等教育

第1節 明治23年段階の高等教育政策

1. 議会直前の高等教育政策は、この時期を扱う際に確認しておかなければならぬことがある。維新以降、藩閥政府の保護・育成によって形成されてきた高等教育制度・諸機関は、官庁設立の諸高等教育機関を併合し、リヴァイアサンたる帝国大学（中山1978）が出現した。これに接続すべく高等中学が地方に配置され、いまや、帝国大学は体制となった（中野1995）。他方、1880年代に簇生した多様な私立教育機関の一部は、高等教育機関としての水準に達しつつあった。同志社の「同志社大学校設立旨趣」（明治16年4月、同志社1979, 231頁）、慶應義塾の「慶應義塾資本金募集の趣旨」と大学部設置（明治22年1月、慶應義塾1960, 51頁）などは、「人民の手に依りて成立する大学」（『国民の友』明治21年4月6日号）への期待と現実とを示すものであった。

* 広島大学大学教育研究センター助教授

しかし、すべての私立学校が官立大学に対抗するエースを持っていたわけではない。永井道雄は、当時の私学を、慶應義塾、東京専門学校、同志社など官立学校に対抗する「自由主義派」、神宮皇學館などの「伝統主義派」、専修学校などの「適応派」の3つに類型化し、多数を占める適応派は、「官立以上に官立的であることによって、学校としての存在理由」(永井1969, 131頁)を持つものであると指摘した。これらの私学の傾向は、初期議会における帝国大学に対抗する水路を、私立大学法認の要求としてではなく、帝国大学体制への参加を志向したと思われる。

一方、加藤弘之「誰か高等教育を人民に放任すべしと云ふ乎」(『天則』第1編第10号、明治22年12月)に見られる如く、政策の側における大学の国家的独占と私立大学否定の意思も強烈であった。帝国大学教授たちは、政党・議会からの大学独立を目指して明治22年4、5月頃には、「帝国大学組織私案」「大学独立案私考」を起草し、大蔵省は、これらの動きをすくい取って官立学校及図書館会計法(明治23年3月)を制定する。基本金の蓄積による帝国大学独立の法的基盤が設定されたのである(羽田1996)。前年から帝国大学の独立を主張してきた新聞は、「各官立学校は其の基礎既に固まりて是より大に便利を得べし」(3月30日「官立学校特別会計規則の便益」『東京日々新聞』)といい、「獨立の卵なり。吾輩は之を喜ぶ。特に帝国大学特に於て之を喜ぶ」と述べ、「唯獨立の遅速は大学出身者の精意如何に在り」(4月10日「帝国大学独立の卵」『朝野新聞』)と評価した。

けれども、特別会計が設定されても財源があるわけではない。『朝野新聞』は、「何時獨立すると云ふ目途なき故大学出身の人々は協議の上々々幾分の金圓を寄附して其基金に充つるの計画ある由」と報道したが(4月9日「帝国大学の基金」)，それは、笠原鷺太郎の提案「帝国大学維持策」(『学士会月報』第24号、明治23年2月20日号)を期待を込めての記事に過ぎなかった。

2. 明治23年、議会開設直前に文部省は、法律の形式を持ったいわゆる5学校令案など、私立学校法制化を含む全体的な改革の準備をしていた(井上1969, 佐藤1971)。また、『牧野伸顕文書』(国立国会図書館憲政資料室)の「226学校令 私立学校令案」中には、明治23年10月以降27年3月以前の間に起案されたと思われる各種の学校制度改革案が収められている²⁾。これらの学校令案の内容は、一層抜本的であった。たとえば、「秘 勅令第 号案 学校令」は、設置形態を超えた学校概念を規定し(「第一條 凡ソ公開ノ方法ニ依リ特別ノ造営ヲ有シ教育ヲ施シ若クハ学術ヲ教授スル所ヲ学校トス」)，包括的に官立公立私立学校を規定する(「第二條 学校ハ設立者ノ種類ニ依リ官立公立私立ノ三トス(略)」)など、明治19年の諸学校令を全面的に改変する内容を持っていた。「私立学校監督條規」の条文は、明治32年の私立学校令の条文構成に類似しており、第7条は、「私立大学校ヲ設立セントスル者ハ所設ノ学科教員ノ資格学校ノ設備ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ請フヘシ(略)」と定め、初期議会期に、文部省内には私立大学法認の路線も存在していたことは確かである。

『牧野文書』中の法案が新聞紙上で取り上げられた記事は今のところ発見されず、全くの秘密裏に作業が進められたらしいが、5学校令案は新聞でもかなり正確にリークされていた。そこに現れた高等教育像は、大学の国家的独占を堅持するが(大学令案第3条「大学ハ國立トシ國家ニ於テ之ヲ設立維持スルモノトス」)，一方、私立学校を専門学校としてのみ法認し(専門学校令案第3条「専門学校ハ…私人ニ於テスルモノヲ私立トス」)，高度な専門学校は準大学扱いすることで(同4条「専門学校ニシテ大学ノ学部ニ準スヘキモノヲ高等専門学校トス」，大学令案第30条，第39条)，階層的

な高等教育構造の中で、私立高等教育機関の法制化を実現するものであった。法案の存在は 6 月上旬から新聞で報道され出すが（6 月 3 日「諸学校法中就中大学法」『朝野新聞』），私立大学を認めない姿勢は、『国民新聞』で、「高等の教育を授くる何んぞ帝国大学に限らん、日本国民は必らずしも帝国大学に入りて学問せねばならぬ義務なきが如く、又た帝国大学外にて学問するの権理あるなり…然るに帝国大学の外その他の学校は一切大学と唱ふるを待ずとするは抑々何の理ぞ…芳川君、少しく落ち着き且つ之を思ふて、日本の滑稽話に一の材料を添ふ勿れ」（6 月 28 日「大学、一手壳捌所」と揶揄されていた。

また 5 学校令案は、高等中学専門学部を独立して専門学校化し（専門学校令案第 6 条「第三高等学校ノ法学部第一第二第三第四第五高等学校ノ医学部ヲ国立専門学校トス 国立医学専門学校ハ薬学科ヲ附設スルモノトス」），大学の増設（大学令案第 21 条「帝国大学ノ外ニ此法律施行ノ日ヨリ五ヶ年以内二大学一校ヲ増設スヘキモノトス」），専門学校の増設（専門学校令案八条「…農商工実業ニ関スル国立専門学校各一校ヲ此法律施行ノ日ヨリ七ヶ年以内ニ設立スルモノトス」）も意図しており、高等教育拡張計画でもあったのである。

3. 芳川文相は、こうした法案に基づいて、大学増設と高等中学拡張を閣議に提出していた³⁾。

大学令案は、明治 23 年 5 月頃から帝国大学評議会に諮問された。明治 23 年 5 月 27 日、帝国大学評議会は「大学令案ニ就キ評議」し、続けて、6 月 2 日「大学令案ニ就キ」、同 5 日「大学令案」の記事がある⁴⁾。

しかし、専門学校令案第 8 条が、「東京農林学校高等商業学校東京工業学校ハ国立専門学校トス」としているのに、6 月 11 日には、東京農林学校が帝国大学農科大学に改組されたように、現実の政策は法案通りには推移しておらず、修正を余儀なくされていた。大学院廃止になるという風説で、院生が「目下一書を認めて大学総長に意見を通じ若し総長にして之を容れざれば文部大臣までも持ち出す意気込みなりといふ」との騒動もあったらしい（7 月 11 日「真正の大学令」『東京日々新聞』）。

また、文部省内でも帝国議会の協賛を得られるかどうかでもめており、「特に大学独立の一義に関しては兼て世論も喧しく聞ゆる折柄なるに大胆不敵にも初期初年の議会に附するに大学令の改正案を以てするが如きは適々以て大学論を誘発するに足り大学の運命を動搖するの恐れもあれば尚更国会開設以前に取急ぎ発布することゝなさざゞるべきからずと主張し未だ何れとも決着せざる由に噂す」との観測記事もあった（7 月 13 日「大中学校令改正案の成行」『朝野新聞』）。

その後、浜尾専門學務局長が法案を起草し、内閣法制局に送付したとの報道もあるが（10 月 8 日「大学令」『国民新聞』），文部省内においても大学令案はまとまらず、帝国議会開会を控えて、議会対策に重点が移っていたと思われる。11 月 4 日には、「辻次官、永井秘書官、江本参事官等の諸氏は昨日加藤大学総長と共に文部省の別室に集まり大学令に関する事を協議したり」（11 月 5 日『自由新聞』）と伝えられ、11 月 13 日「文部省高等官の秘密會議」（『朝野新聞』）、14 日「雑報 文部省の會議」（『自由新聞』）、15 日「文部の防護方略」（『朝野新聞』）、19 日「雑報文部省の會議」（『自由新聞』）と、国会対策の動向が連日報道されている。

さて、こうした動向の中に、大学独立の次のステップへの方策がどの程度あったかは、定かでな

い。専門学校令案、大学令案には、官立学校及図書館会計法とは異なる「特別会計法」の規定があるが、この法案の調査立案活動を語る史料は発見されていない。

むしろ、現実に行われたのは、基本金による独立ではなく、非立憲的な諸規定によって大学予算をガードすることであった。文部省は、明治23年10月15日、勅令第233号文部省直轄諸学校官制を改正し（職員数を規定）、11月7日勅令第269号帝国大学令中改正で第14条を削除し、文部大臣の教授助教授定員決定を削除し、同日勅令第270号帝国大学職員官等定員で各職員の定員を勅令で決定することにした。それは、教員の俸給が帝国憲法第67条の大権費（「憲法上ノ大権ニモ基ケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニヨリ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議会之ヲ廃除シ又ハ削減スルコトヲ得ス」）であることを明確にして削減を規制しようとするものであった。政府は、67条の解釈に紛れがないように、8月2日に会計法補則（法律第57号）を制定し、明治23年予算中「文武官ノ俸給及文官退官賜金」などを「大権ニ基ケル規定ノ歳出」としたのである。これらの措置は、国会対策と見られており、『朝野新聞』は、「又職員の員数を確定したるは憲法第六十七條規定歳出の法文に関し国会の開設に対する準備なり」（10月16日「直轄学校の改正官制」）と指摘していた。

第 2 節 民党の高等教育政策の形成

1. 次に帝国大学の批判者として登場してくる民党的な政策を検討しておこう。まず、背景として、初期議会をめぐる基本的対抗関係として、政費節約・民力休養（地租軽減）の幅広い世論が成立していたことに注目されたい。政府系の『東京日々新聞』さえ行財政改革を主張していたのである。

「吾曹が最も恐を抱くものは新税目の増加なりとす……（税額負担は）一人に就き金四圓となる蓋し我国の民度に於て決して少額とは云ふべからざるなり我々国民は既に此重税を負擔す又た之に向て一錢の餘税を負擔せしむべきに非るなり」（「我政府ハ明治二三年度の歳計を如何する」
（1月22日「我政府ハ明治二三年度の歳計を如何する」）

対立の争点の一つに学制改革があった。それは単なる経費節減策ではなく、ましてや「いわば政治問題に巻き込まれたような形で教育予算問題が俎上に載せられた」（高橋1986）というものでもなかった。『国民新聞』が、「此外吾人は高等中学は其の第一を存じて、其餘を廃して二十三万圓を節減せんことを望む、是れ唯り費用節減のためのみならず、無益にして民間学校の発達を妨げなければなり」と述べたのは、率直な表明である（12月15日「歳計豫算案を評す（下）」）。

2. 民党的一方の雄、立憲自由党を構成した各会派の教育政策はあいまいであった。大井憲太郎派「大同協和会」の党議綱領は、自由主義と皇室・人民の併存を主張し、「学制を改良し教育の普及を謀る事」と述べる程度である（2月26日「自由党会議」『東京日々新聞』）。愛國公党は、宣言で「第一條 施政は成るべく干渉を省くべきこと」と述べるが、各論に至ると、「政府の本分は人民の権利を全し義務を盡さしむるに在るも亦公衆便宜の為めに教育通信農商務等の事に關し幾何か政府の之に輿らざるを得ざる者あり然れども我尚ほ自由主義に拠て政を施さんと欲する者は成るべく其の干

渉を省くに在るなり」と、政府と民間との分業関係について量的な問題としてしか説明しない（5月6日「愛国公党創立大会」『東京日々新聞』）。河野広中派「大同俱楽部」党議は、「官制を改革し省局を廃合し官吏を減少し以て政府の組織を簡易にすることを期す」「民間の事業に対し成るべく干渉政略の廃止を期す」とは言ふが、教育については明示されなかった（5月6日「大同俱楽部の大会」『東京日々新聞』）。

これらのセクトが合同して8月に立憲自由党を結成し、8月3日に政務調査を開始すると、改革要求は次第に明確になった。10月に党議案調査委員が選出され（星亭 大井憲太郎 河野広中 河島醇 植木枝盛 林有造 鈴木昌司 大江卓 杉田定一 中島信行 新井章吾）、11月11日に臨時評議員会に、「(第四号)学制改正」として、「一 帝国大学及び官立専門学校を独立せしむる事 一 高等中学を廃し尋常中学に高等の学科を加ふる事 一 私立学校に保護金を給与するを廃する事」の綱領が提出された（明治23年11月11日『大同新聞』、同月12日『朝野新聞』）。

党議案は、11日から15日にかけて、評議員会で検討・決定された。その論議は、議会開会直前の高等教育政策綱領の水準を示すものなので、次に紹介しておこう⁵⁾。

3. ここに登場している「帝国大学の独立」の意味は何だろうか。議長大井憲太郎は、帝国大学を行政的監督から独立させる意図と説明している（「千田軍之助氏問ふ第一項の独立とは全く行政部の監督を絶つ意か議長大井氏直ちに勿論と答へたり」）。それは財政的独立であり、大蔵省との協議を経ると説明するが、具体的方策はまだなかった（「小山氏問ふ帝国大学の独立に付けて其資金は基本財産を之に付與するか又年々政府より補助するか星氏答ふ委員に未だ定案なきも其邊は他日大蔵省と相談して見るべし」）。

議論になると、焦点を初等教育におき、高等教育に傾斜した案そのものの廃止意見があり（「小山氏全廃説を主張する様我党の精神は普通教育の拡張にあり本号第一号以下は区々たる改正にして討議として掲ぐるに足らず云々」）、自由党の主義から原案支持するもの（「帝国大学を独立せしめ且高等中学を廃し私立学校の保護金を廃する如きは孰れも我党の主義に適し且つ経済上にも教育上にも重大の關係ありと辨ず」）、他方、具体策がないことへの批判（「帝国大学を独立せしむるには基本財産は如何にするや其の定見なくしては不都合なり亦た一昨日委員の説によれば全く政府の監督を脱せしむと云へと若し其資を国庫より補助するとせば私立学校は宗教学校の如くに全く放任する譯には参らず又た第二項第三項は不可なきも党議に掲げ置かずとも差支なき筈なり」）が噴出した。

また、高等中学削減、尋常中学重視にも反対意見が出た（「尋常中学校に高等の学科を加ふるものとせば地方の経済上にも関係少なからず高價の器械や高價の教員や其の費を負擔するに堪へず故に削除説を提出すべし」）。対案としては、東京・京都は存続する修正（「高等中学の本科は其の半ばを大学に組入れたり東京並びに京都の二ヶ所の如きは高等中学を置くを可とするも然かれども豫備の箇条なくては不可なり云々又た現に宮城金澤熊本の高等中学へ入学者は甚だ少しと聞く故に此等の高等中学は廃すべし」），代わりに予科設置（「東京の高等中学は兎も角も他の高等中学は決して大学に入る豫備とはならざるなり故に大学の豫科に入る者多しと聞く目下大学より中学又た中学より高等小学との連絡なしたる豫備科を設くるに賛成するなり」），東京以外全廃など出るが（「東京高等中学は可なり第二以下は總て廃止すべし」），すべて少数で消滅した。

また、私立学校保護金の廃止については削除説が多数で、削除された（「小久保氏は自ら午前の建議を取消したるより直に第四号第三項に移るや林包明氏は削除説を唱へ小山氏も亦削除説にて僅々数千圓の保護ある一校に対し云々するは黨の体面に関するを以て掲ぐるに及ばず小久保氏は却て黨の主義より原案を存すべし維持したるも続々削除説起り遂に第三項は過半数にて削除に決す」）。純然たる自由主義なら、私立学校への補助と統制とに反対して不思議ではない。現に4月頃から司法省が独逸協会学校、東京法学院、和佛法学校へ下付している特別保護金を、山田頤義司法大臣が評議員をつとめる日本法律学校にも下付しようとする噂が流れ、問題となっていたのである⁶⁾。

このほか、小学校授業料廃止による完全就学も提唱されるが、「起立十名にて消滅」した。

15日の確定議になって高等中学廃止のみ一致して可決した。だが、その中身は多様であり、議会でこれが生じることは必至であった。

…次に第四号学制改正の條となり高津氏は第二次會に消滅せし第二項に新建議あり「高等中学の制度を改正すること」武石氏も又た「高等中学を廢する事帝国大学に預備科を事尋常中学に高等科を置く事」云々の建議あり右三項中の「高等中学を廢する事」と云ふ説にのみ賛成あるに確定す
 (11月19日「立憲自由黨評議員会（前號の續き）」『大同新聞』)

4. 立憲改進党の場合は、2月3日の評議員会で、財政整理、法律実施、政党内閣等と共に、学政改良について演説することを決定した（『郵便報知新聞』明治23年2月9日）。ただ、政策は曖昧であり、「改進党の政綱は結党式の当時よりは余程進歩したるものあれどもナホ漠然として自由黨の黨議の細目に涉りたるに如かざるが如しと」（「自由立憲改進党両党の政綱」『国民新聞』2月16日号）と批評されていた。改進党そのものは、自由党の急進的な改革には批判的であり、機関紙的位置にあった『郵便報知新聞』は、「其の改正は暫らく之を後年の事務に譲り置くべし其他諸官省所管の事業の如きも遽として小刀細工の干渉を加ふることを為さず徐々として後年十分なる取調べを遂げたる上適當なる改革を加ふることとして本年は一切事業費に立入ることを為さずとせば是れ誠に穩当なる決意にして政府も亦た無益なる疑念を在野の諸党に抱くことなきを得べし」と漸進的な改革を主張していた（11月24日「官制及び俸給例の改正を急にして事業上の改革を緩ふ可し」）。

もっとも、中学から大学にかけての修学年限が長すぎ、高等中学に無駄が多い事には同調している。改進党議員の尾崎行雄は、『朝野新聞』で、十政紀を発表し、「今改進党の十六演題を見るに、余輩の十政紀と其要旨を同ふし、只だ少しく其文字を異にするに過ぎず」（「改進党の政紀草案を読む」明治23年2月、尾崎1955）と述べていた。

5. 大成会の場合は、8月23日に政務調査を開始し（佐竹義和、石原半左衛門、天野若圓、香月恕経、権藤貫一、西毅一、渡邊治、山口千代作）、「教育制度改革案」（12月13日『東京日々新聞』）を公表し、高等師範と帝国大学の合併や高等中学廃止を掲げた。

- (一) 帝国大学は主として学理の研究を目的とする事……
- (二) 帝国大学の授業上外国語を用いることを止め外国教師を解雇すること及び留学生を派遣

する事……

- (三) 高等師範学校の学科を帝国大学に合併する事
- (四) 現今の高等中学校を廃し各府県下に一種の中等学校を設置する事
- (五) 前項の目的を達するの補助として高等中学校の経費を各府県に分配する事 (略)

かく見るように批判は高等中学に集中し、一見共通のスローガンに見えるが、自由党内でさえ、一枚岩ではなかった。自由党財務部塩田奥造の経費節減案は、文部省諸学校の事務官俸給臨時補助などの廃止で50万円余を削減、全体で790万円を削減し、学校には手をつけない(11月20日「立憲自由党的経費節減法」『東京日々新聞』)。濱野昇は、全廃には反対し、第一、第三を残して予備門とする案を公表していた(12月10日「寄書 高等中学に就ての意見」『自由新聞』)。

また、「帝国大学の独立」は、自由党以外にも主張されていたが(「第十一項 普通専門の教育会を改正し大学の独立を期する事」、9月25日「第一国会の第一問題(つゞき)」『国民新聞』)，大学増設も提唱されていた(「第一種の専門大学と稱する者は大坂東京の二個処に置き其整備を完全ならしめ第二種は各地方其科目上必要の場処に設立すべし」『国民新聞』)。

不思議なことに、官立学校の削減・縮小にかえて私立学校の育成は、自由党の主張でありながら、制度化要求は欠落している。問題指摘はありながら、解決方向は明確でなく、政策の優先順位も定かでない。これらの差異が噴出し、錯綜しながら整序されていくのが、議会の予算審議過程であった。

第2章 第一議会と帝国大学批判・高等中学廃止問題

第1節 高等中学予算削減

1. 明治24年度政府予算案は、臨時部は572万円、総予算でも426万円(5%減)減少したが、経常部では、2.1%増であった。帝国大学の予算要求は、東京農林学校を合併した教員数増加(表-1)、医科大学皮膚学教室、理科学院人類学教室設置による器具機械図書の増加や、農科大学設置による学生費増加など前年比4.4%増の予算になっていた⁷⁾。

衆議院は、12月2日に63名の予算委員を選出、6日に分科を決定し、文部省の主査は阿部興人が選出された(立憲改進党・議員集会所、徳島選出)⁸⁾。分科委員会の議事録は残されていないが、23日の予算委員会総会の報告では、帝国大学予算は経常部を中心に18%の削減が加えられた(表-2)⁹⁾。予算経常の削減率が10.3%であるのに比べ、厳しい査定であったが、改進の方針に沿い、削減はするが、高等中学をはじめとする他の官立学校も維持する内容になっている。

しかし、自由党議員はこの日の総会で高等中学の費用全廃を提案し、問題は急燃した。口火を切ったのは堀内賢郎(長野)であり、「国費ヲ以テ大学ヲ興ス事ハ、殆ト全ク私ハ正反対ノ意見デアリマスカラ」と国家による大学設置そのものに反対した。駒林廣運(山形)は賛成し、「斯ノ如キ必要ナルモノハ、民間デ直チニ起ルト見做シテ差支アルマイト思ヒマス」と民間での代替可能性を強調した。

表－1 明治24年度帝国大学歳出予算要求及査定結果

科 目	明治23年度予算	要求額	増減(伸率%)	査定額	増減(伸率%)
経常部 債給及諸給	304,755	308,621	3,866(1.3)	258,032	-51,589(16.7)
庁 費	131,800	143,598	11,798(9.0)	110,688	-32,910(22.9)
修 繕 費	14,214	16,526	2,312(16.3)	13,221	-3,305(20.0)
旅 費	4,542	2,138	-2,404(-52.9)	1,710	-428(20.0)
雜 給	42,149	43,294	1,144(2.7)	30,542	-12,752(29.5)
学 生 費	5,738	9,848	4,111(71.6)	7,879	-1,970(20.0)
用途指定費	3,888	7,301	3,413(87.8)	7,301	0(0.0)
債外国人諸給	0	2,497	2,497(-)	2,497	0(0.0)
合 計	507,086	533,822	26,737(5.3)	430,870	-102,952(-19.3)
臨時部 新 営 費	33,307	30,310	-2,997(-9.0)	30,310	0(0.0)
総 計	540,392	564,132	23,740(4.4)	461,180	-102,952(-18.2)

備考 (1) 単位：円(錢以下四捨五入)。

(2) 「明治二四年度文部省所管帝国大学歳出予算計算書」「再版 明治二四年度特別会計予算査定表」(『梧陰文庫』B4141)より作成。

表－2 帝国大学教員数推移(明治19年～明治27年)

	明治19年	明治20年	明治21年	明治22年	明治23年	明治24年	明治25年	明治26年	明治27年
法科大学					19	21	19	20	23
医科大学					75	71	29	28	29
工科大学	内訳 なし	同左	同左	同左	35	34	33	30	33
文科大学					19	24	21	23	25
理科大学					31	31	21	19	19
農科大学					48	52	48	45	31
	92	123	128	181	227	233	171	165	160

備考 (1) 『文部省年報』各年度より作成。

(2) 教員数は、教授・助教授・雇教員・外人教師の合計。

これに対し、改進党・大成会議員は反対し、大学への発展の可能性や(「高等中学ハ往々大学ニナル見込ヲ以テ、其ノ下地ニ此ノモノヲ存シタイト云フ見込デアリマス」中村弥六〔大成会・長野〕)，早急な改革への反対(「兎ニ角是ハ充分調査シタ上デ、大体ノ改正ヲスルガ宜シカロウト思ヒマス」天野為之〔改進党・佐賀〕)などと述べた。自由党でも、工藤行幹(青森)は、廃止後の代替措置が必要として反対したが、結局、賛成多数で廃止となった。その他の官立学校も予算廃止の対

象となり、女子高等師範は魚住逸治（改進党・兵庫）の提案で、東京音楽学校は工藤行幹の提案でそれぞれ予算廃止となった。逆に、盲啞学校は宇都宮平一（自由党・鹿児島）の提案で維持することが可決された。宇都宮は、高等師範と大学合併も提案するが、これは否決された。見るように、官立学校事業そのものが批判の対象となつたのではなく、学校の有用性に基づいた削減論理が働いていた。

1月9日の衆議院全院委員会は、政府提出案を原案とし、これに予算委員会査定案を加えて審議した¹⁰⁾。周知のように、査定案が予算削減に行政機関の改廃に及んだため、憲法67条への抵触問題で大論争となるのだが、具体的には高等中学の改廃が問題となつてゐたのである、民党と政府の対立の焦点でもあったのである。

2. 高等中学の問題が焦点になるにつれ、議会外でも存廃論それぞれの擁護射撃は激しくなつた。前年12月23日の予算委員総会で官立学校予算廃止が可決されると、『郵便報知新聞』は、柏葉学人「各地高等中学校の存廃に就て」（12月24日、25日）を掲載し、「未だ高等中学校の性質を明にせず其の方今に必用なるを究めずして徒に廃止論を唱ふるか如きことあらば我國家の為大に歎せすんばらざるなり」と述べ、高等中学の設置によって「地方の青年子弟は大に修学の便を得其の父兄たるもの頗る支持の困難と中途廃学憂慮とを免るゝを得んとするに今之れを廃止するあらんか其の地方に禍する實に尠少にあらず若し眞に地方将来の福利を翼ふものは何ぞ高等中学校廃止の説を為すべけんや」と地方の教育機会の拡張と、立憲制をひいた以上、国家公共の人材を中等以上の人材によるには、高等普通教育を行い、帝国大学への予備教育としても必要と擁護論を打ち出した。これは、直前において最も整合的な擁護論であり、高等中学への批判はありながら、とりあえずは維持の立場を取る改進党の方針も示すものであった。

他方、文部省の側に立つてこの時期最も擁護論を展開したのは、外山正一であった。彼は、「高等中学の存続に関する意見」を各紙に書き送り、1月9日の『立憲自由新聞』、『朝野新聞』、『郵便報知新聞』、『東京日々新聞』各紙に掲載されている。また、16日には、9日の意見を補足し、廃止論の牙城『立憲自由新聞』に発表した（「高等中学の存続に関する意見の二」）。外山は、「予ハ文部大臣ニハ第一高等中学ハ之を縮小し其の経費の剩餘を以て地方の高等中学を拡張せられんことを建言せんとするものなり」と述べ、矢面に立つて地方高等中学の充実を主張した。官立高等中学によつて地方の私立学校が衰微したとの批判には、東華学校、同志社を例に挙げて、「即ち外国教会お助の学校に我子弟の教育を専ら委托すべしと云ふにあらずや」と国民感情をあおり、翌17日の「高等中学の存続に関する意見の二（承前）」では、「予輩が国民の教育を委托すべき学校なりと思ふものハ官立と私立とを問はず眞性教育的の学校の謂なり政党的学校の謂にはあらざるなり宗教的学校の謂にはあらざるなり」と述べ、キリスト教への警戒心を示し、高等中学の意義を訴えた。

高等中学以外の官立学校の擁護もある。天鬱学士「女子高等師範学校を廃せんとするの理由如何」（1月13日、14日『東京日々新聞』）は、「学校教育は一種の技術なり假令學問深奥なるも若し此の技術を修練せざる者は教師の用を為さゞりなり然れば女子を以て教師の職を執らしめんか其技術を修練せしめざるべからず此の修練を為さしめる所の師範学校にして決して他の学校に於て為し能はざる事業なり」と、師範教育の必要性、女子教育の必要養成の両面から、女子高等師範を擁護した。

この他、中村正直も「女子高等師範学校は女子教育の淵源なり之を維持するは国家の必要なり政府の義務なり我が立憲政体を維持するの基なり…日本の女子教育は日本国民的なるへし獨り之を外国人に委ぬへからず」と維持を主張した（1月14日「女子師範廃すべからず」『郵便報知新聞』）。

また、矢田部良吉「音楽学校論」（1月14日『立憲自由新聞』）は、皇國の隆盛を祈る唱歌を児童が合唱するには東京音楽学校の力が大きく、わずか1万2千円を惜しんで廃止すべきでないと主張していた。民党諸派の新聞が自党の説に反する意見も掲載する寛容さにも感心するが、以上のように、官立学校の存続か廃止かは、議会内外の大論争となっていた。

3. 1月13日、衆議院予算会議は、査定案を審議した。改進党、大成会議員は査定案の廃止を主張する。自由党でも井上角五郎（広島）は査定案に反対し、「教育令ヲ改正シテ始メテ高等中学校ヲ廃シテモ宜シト云フヤウニナレバ、教育ガ行ハレルケレドモ、まだ教育令ヲ改正セズシテ、高等中学校音楽学校ヲ四月一日ヨリ廃シタナラバ、教育ノ秩序ガ崩レル」と反対するなど、民党対政府の構図には完全に収まっていることも注目すべきだろう。投票の結果、141対125で査定案廃止動議は否決され、本会議レベルでは、結果的に高等中学廃止派が一旦勝利したのである¹¹⁾。

さて、査定案は可決されたが、党内の相違があることに自由党首脳は危機感を持った。1月23日、河野広中、三崎亀之助、駒林廣運、岩崎万次郎、山田東次、塩田奥造、湯浅治郎、加藤平四郎、堀内賢郎、蒲生仙、工藤行幹、宇都宮平一ら立憲自由党議員30数名が集まり協議し、条約改正、商船会社命令変更の件、高等中学の廃否の件を検討し意思統一をはかった¹²⁾。

1月29日の予算案に関する全院委員会で、文部省の政府案審議が開始された。木暮武太夫（自由党・群馬）や菅了法（無所属・島根）は、高等中学の専門学科設置の必要性に疑問を示し、辻新次（文部次官）政府予算案委員が回答するが納得しない¹³⁾。私立学校は、特別認可学校規則によって文官高等試験への受験資格、判任官見習への任用資格が与えられており、高等中学法学部は、これと競合するものとして警戒されていたのである。

この日の審議で興味深いのは、杉浦重剛（大成会・滋賀）の質問である。杉浦は、帝国大学教官の給与が授業時間によって決まることとなっているが（明治19年7月23日閣令第26号「帝国大学其他文部省所轄諸学校ノ教官ハ其授業ノ時間及学科ノ輕重難易等ニ依リ勅令第六号高等官官等俸給令官等相当俸給以下ノ額ヲ支給スルコトアルヘシ」），学生がいなくとも給与が高いケースがあり、「ソコラノ生徒ヲ教授スルト云フバカリデナク、大学ニ於イテハ学理ヲ研究スルト云フコトモツノ原素ニナッテ居リマスカ」¹⁴⁾と問う。問題は、帝国大学教授の俸給を規定する原則を、ティーチングに止まらず、研究も含めるか否かであり、大学における職能性の問題でもあった。後年、井上による講座給の導入は、研究の論理による給与概念を持ち込んだのであり、この時の論議は伏線として興味深い。ただし、当時の法制上、閣令第26号以外のルールはない。まして杉浦は2年前の専門学務局次長であり、辻もやりにくかったろうが、「教授時間ノ少イノデ給料ノ多イモノガアルナラバ、ソレハ矢張他ニ調ベルコトガアルモノト御覧下サッテ宜シカラウト思ヒマス」と答えている。

1月31日の予算案に関する全院委員会が開かれ、天野為之は、第一から第五までの高等中学、女子高等師範及び音楽学校の廃止を盛り込んだ文部省特別会計査定案の説明を行った。このとき、天野は、特別会計を批判する発言を行っている。やや長いが次に引用する。

…大体ノ上カラ云ッテ見ルト云フト，国庫支出金ノ上ニ餘リ増減ヲセヌト云フノハ，是迄ノ政府ノ極リノヤウニ思ヒマス……資本ガ出来タト云フ一点カラ見テモ，予算ノ極方ノ上ニ餘リガアルト云フ証拠ニナッテ來ル，其ノ土台ハ学校ニ資本ヲ積ムト云フコトガ，其得策デアルト云フコトハ政府ノ意見デアルカラ，ソレニ依ッテ予算ノ極メ方ガ綿密デ，必要缺クベカラザル費用ヲ積ツテスルノデナク，幾ラ遣ルト云フ定額ヲ極メテ，其ノ定額デいゝ加減ナ科目ヲ當箇メテ然ウシテ餘シテ行クノデアル，年々餘ッテ行クノハ予算ノ極方ノ粗漏デアルト云フノデアル……若シ資本ヲ積ムト云フコトガ得策デアルト云フコトニナッタナラバ，外ニ財産買入ト云フ費目ヲ設ケテ，特別国庫カラ寄附スル資本ハ積マスト云フ矩合デ，外ノ費目ヲ是非見出シテ餘ツタカラ是非トモ積ムト云フノハ，不体裁ナ間違ツタ会計法デアルト思ヒマスカラ…¹⁵⁾

確かに歳入残余は、支出見積もりの過大きさによることもあるわけで、次年度繰越はともかく、資金蓄積に回すことは、会計年度独立の原則上、問題とならざるを得ない。特別会計の構想は、予算審議権の前に、もろくも無力化している。

さて、自由党は、高等中学廃止を盛り込んだ査定案の本会議通過を目指し、「日々遅刻なく御登院ありて全勝の声を我党員三萬の口に唱和せしめらるゝ事切に希望の至りに不堪候也」と通牒し、また、2月12日に高等中学校と東京市水道補助費等の件を協議し、意思統一を行うため、「明十二〔ママー三日か〕日議会の散会後當事務所に於て総集会相催候間萬事御差線の上御出席被成下度此段併せて御報告申上候」（2月14日「立憲自由党の通牒」『自由新聞』）と指示した。

第2節 全院委員会での逆転—高等中学復活へ—

1．2月14日、予算案に関する全院委員会が開かれ、文部省の部を継続審議した。最大の山場は、査定案の文部省予算を報告した天野為之が、みずから高等中学の存続修正意見を提出したことだろう。

論争の中心は、大学以前の教育機関を集権化された高等中学に求めるか、それとも、府県尋常中学や私立学校に求めていくのか、そもそもこうした学校で代替しうるものなのにあった。後の学制改革論にも登場する論点だが、少なくとも、この時は、帝国大学の年限短縮と関連して主張される徹底性はなかった。それゆえに、査定案に賛成する宇都宮平一が、「高等中学ノ所在地ハ兎モ角モ其ノ外ノ人ハ依然トシテ東京ニ集マラシムル傾キガアル」と述べ、高等中学を廃止して地方尋常中学を育成すると主張するが、岡田良一郎（大成会、静岡）は、高等中学を廃止すれば、東京、大阪の私立に集まり、中央集権になると反論する。また、「地方ノ今日ノ民力デハ、斯ノ如キ学校ヲ地方ニ起シ兼子ルカラ望ミ兼ネルト云フ、シテ見レバ之ヲ廢シテ地方ニ学校ヲ起スト云フコトハ、望ムベカラザルコトヲ望ミガ如クニ聞エマスガ其邊ハ如何デアリマセウ」¹⁶⁾と問うても、東京集中化を抑制し、地方中等教育を振興する方策は、高等中学廃止論者から語られない。財政援助なしでは中央にしか私立学校は存立しえないのであるから、官立学校体制への批判を集中化批判として展開すれば、府県立尋常中と地方官立高等中学を維持するというジレンマを抱えることになる。高田早苗（改進党、埼玉）が、天野を支持し、「高等中学ヲ廢スルガ宜シイ、ソレハ宜シイガ其ノ代リニナルモノガ

アレバ宜シイ，ケレドモ代リニナルト云フ，モノガ少シモナイノデアッテ……高等中学ノ如キモノヲ俄ニ廃スルノ最我々ノ不同意ナル所デアル」と述べる意見が多数派になる。採決の結果、文部省・帝国大学予算は査定案が可決されるが、女子高等師範、高等中学の予算廃止は、天野案（77対110）、査定案（89対96）、政府原案とも少数否決で、特別修正委員会が検討することになった¹⁷⁾。

2. 2月19日、特別委員会は、その検討結果を報告した。委員会は、自由党7名（江橋厚、岩崎萬次郎、蒲生仙、改野耕三、宇都宮平一、伊藤大八）、改進党2名（天野為之、二田是儀）、大成会1名（佐竹義和）からなり、岩崎萬次郎が報告した。「文部省所管第二款諸学校経費ノ審査特別委員会報告」（『梧陰文庫』B4135）は、第一高等中学のみに87,685円を支出し、女子師範学校、東京音楽学校、他の高等中学校経費はすべて削減する案であった。

…先ツ高等中学ヲツ置イテ、各地ニ散在シテ居ル所ノ高等中学ヲバ之ヲ廃シ、之ニ経費ヲ支出セザルモノトシテ、各地ニ在ル所ノ本科生ヲバ、此ノ第一中学校ニ皆集メルト云フ考ヘカラ起ッタノデアル、デ、其ノ方針ト云フモノハ詰リ高等教育ニ於ケル経費ノ如キハ、国庫ヨリ支弁シナイヤウニシタイ、即独立ヲサセタイト云フ精神、又ツハ今日政費節減民力休養ト云フコトハ今日ノ與論デアル、此ノ與論ニ従ヘバ政費ヲ節減シナケレバナラスト云フ考ヨリ、斯ノ如ク審査決定シタ趣意デ御座イマス¹⁸⁾

しかし、特別委員会でも天野為之、二田是儀、佐竹義和は、同意せず、15%から30%の範囲で予算を削減し、いずれの学校も存続する案を提出した¹⁹⁾。そもそも特別委員会に付託された事項は、「其ノ中ノツツデモニツデモ其ノ費目ヲ全廃スルト、云フコトハ此ノ議会ノ議決ノ意思ニ異ナツテ居ルコトデ御座イマシテ」、高等中学予算を廃止する報告は、権限を越えているというのである。この結果、特別委員会報告は否決され、井上角五郎の動議によって天野案を議題とすることになった。

翌20日、衆議院は文部省修正案を審議した。この時登場するのが、以降の議会で自由党の文部省予算主査として腕力を発揮する長谷川泰（新潟）である。10時半過ぎに登壇し、11時56分に休憩するまで延々1時間の演説で文部省を批判し、議会内で初めて東西両京大学設置を提唱する。

…本員ノ精神ハ文部省ハ色々ノ学校ニ手ヲ出サズシテ、帝国ノ高等教育即大学ヲニツ東西両京ニ設ケルコトガ、此ノ日本ノ学問ノ進歩ヲ増シ、即學術ノ真理ヲ発見シテ、我が帝国ノ光ヲ外国ニ輝スニハ、此ノニツヨリ外ハナイ、即此ノ全力ヲ此ノ二大学ニ張ル方ガ、寧ロ小店ヲ沢山ニ拵ヘルヨリ、策ヲ得タルモノデアリマス、ソレ故ニ本員ハ第一ヨリ第五ニ至ル高等中学校ヲ全廃シヤウト考ヘル。
（「衆議院第1回通常会議事速記録第49号」）

彼の主張には、私学振興・地方教育振興のために高等中学を廃止するという論理もあり、廃止を実現するためのレトリックと見えないこともない。性格のあいまいな高等中学を廃止し、大学の増設にあてるという論理は、官立学校の否定ではなく、学校事業の積極的な展開の財源づくり、改良

のための経費節減という筋道が見えやすい。廃止以後の高等教育の代案が見えにくいという批判に対する説得材料としても意味があったと思われる。しかし、長谷川の演説のかいもなく、採決の結果、衆議院は天野修正案を多数で可決し、高等中学廃止は否定されたのである。

3. 一旦、予算委員会総会を可決しながら、逆転した理由は何であろうか。

まず、自由党内の不一致を挙げねばならない。村瀬（1986）、伊藤（1991）の描くように、自由党は、構成した各団体ごとの雑居性に満ちており、政策的一致性による行動が貫いたわけではない。自由党は130名を占めながら、最終的な投票で86名しか査定案を支持しなかった。党議で決めては見たものの、「出席せば党議に従はねばならず去りとて悉く中学校を廃するも不穏當なりとの考より故さらには出席を避けしにはあらん歟」との推測（2月15日『郵便報知新聞』）もある。

次に、高等中学廃止をめぐる中央と地方との差も働いた。第二高等中学校を置く宮城地方の場合は、地価修正反対運動が、同時に高等中学廃止の母体ともなっていた。増田繁幸（大成会・宮城一区）武者傳二郎（自由党・宮城二区）十文字信介（大成会・宮城第三区）熱海孫十郎（大成会・宮城第四区）らは、党派を超えて存続に尽力したのである。次の新聞記事は貴重である。

…就中増田繁幸氏の如きは該問題の起るや六七日の間昼夜の別なく議員諸氏の間に奔走尽力せられ大に回復の議を謀られたるは実にその功與りて力ありと云ふ可く又武者傳二郎氏の如きはその身立憲自由党員たるにも係はらず全項に就いては断然その党議を捨てゝ天野為之氏の修正説へ賛成尽力されその他熱海孫十郎十文字信介氏の如きも亦大に奔走尽力され遂に好結果を以て天野之氏の修正説に可決したるは實に諸氏の賜ものなりと云うも亦決して誇言にあらざる可く諸氏の力實に大なりと云ふ可し（2月25日「高等中学の存廃について」『奥羽日々新聞』）

なお、宮城地方では、続く第二議会でも県知事が文部大臣に建議書提出に添書するなど運動を繰り広げていた²⁰⁾。

しかし、廃止の対象となった地方すべてがこのような動きをしたわけではない。『北陸政論』（国民自由党機関紙・本社富山県）は、「改進党の修正案を大抵査定案通りに議決し更に全国学生の歓心を買はんが為に委員会にて削除せし文部省其他の政費及予備費を蘇生せしむるに在りて該修正案を除くの外自餘の各説を孰れも査定案に反対するものなり」（2月1日「歳計予算修正の結局如何」）と述べ、「大学に入学の際其学力を試験するとならば私立学校の生徒より募るも可なり何ぞ特に官立学校を設くるの必要あらんや是れ彼の高等中学校が不必要なる所以の一班なり」（2月25日「議決の不権衡」）と、高等中学廃止論を掲載している。

また、京都地方では、第三高等中学の廃止が問題になっているのに、大成会の機関紙『京都日出新聞』に取り立てて高等中学廃止反対の記事は見いだせない。熊本地方では、熊本私立諸学校の統合が重点になり、廃止論議は、『九州日々新聞』（熊本市）に見られない。第五高等中学の発足が明治23年10月10日とあっては、まだ、地域社会の利害として意識されていなかったのかも知れない。

高久（1976）によれば、京都の吏党は地方レベルでは政府批判の立場に立っていた。地方政党と中央との関係は一様ではなく、換言すれば、帝国大学体制は地方に定着していないと言うことにも

なる。有泉（1980、第4章第2節以下）は、地方名望家層が中央政党に組織化され、その結果、政党が地方の利害を代弁する関係が成立していくのが、日清戦後であると指摘している。初期議会での対立論争は、ストレートに地方の運動を規定していたわけではなかった。

第3節 貴族院の審議

議論は、貴族院に移り、3月3日に貴族院予算審査報告の期限を定め、5日午前までとなつた。貴族院の短い審議では、帝国大学予算削減に危機感を持つ加藤弘之ら帝国大学議員の孤軍奮闘ぶりが目につく。加藤は、予算に関する意見を委員に配布するなど短期の予算審議に抵抗する（3月5日「加藤弘之氏書を予算委員に寄す」『朝野新聞』）。4日午後の貴族院予算委員会は、各部の審査報告を行い、文部省予算は、衆議院の修正案通りであった。主査は、「主務省ニ於テ事業上適宜措辨スルトキハ実際格別不都合ナカルヘク両省特別会計予算案ニ就テモ不都合ナカルヘキヲ以テ修正案ノ通り可決シテ然ルヘシ」と説明し、辻新次は、「帝国大学ノ全体ニ於キマシテハ教育上大イナル差闇ヲ生ズルヤウナコトハ先ヅゴザリマセヌト云フコトヲ申上ゲマス」と説明、富田鐵之助は、帝国大学予算を政府原案通りにする修正意見を出し、菊池大麓は賛成するが、少数否決された²¹⁾。

5日午後、貴族院本会議に予算委員会報告がされる。加藤は、ここでも帝国大学予算削減に反対し演説するが、「先ヅ是レ迄ノ人民ノ種々ノ状況行懸リヲ察セラレテカラ人民ノ休養ヲナスト云フスウ云フヤウナ方針ニ政府ノ方モ方針ヲ取ッテ貰ヒタイト云フコトヲ大ニ望ム一人デアリマス」（島内武重）、「不成立ノ結果ヲ見ルノハ如何ニモ残念デゴザイマスカラ當年ハ例外トシテ此豫算案ニ私共ハ飽迄賛成ヒタイト思フノデゴザイマス」（渡邊甚吉）などの発言が相次ぎ、形勢は不利であった²²⁾。

6日の貴族院本会議でも加藤は、削減で困ると説明し政府原案に戻す修正案を提出するが、採決の結果、賛成46、反対102で否決された²³⁾。

こうして、帝国大学は9.6%の削減を被った。教官俸給が減額になったことに加え、明治25年度予算概算に際して、文部大臣は、俸給を減額するよう内訓を発し、帝国大学側は、「右様頻ニ減額ノ处分有之様ニテハ教官決シテ其地位ニ安シ候事無之ニ至リ容易ナラサル弊害ヲ生シ候次第ニ有之」（明治24年8月4日「二十五年度予算中俸給減額ノ内訓ニ對スル伺）²⁴⁾と窮状を訴えている。特別会計や憲法67条によって議会の予算議定権を制約し、大学財政の安定を図ろうとした措置は、有効に機能しなかったのであった（東大1985、30頁以下）。

第3章 第二議会と予算審議

第1節 自由党の政策変化の端緒

こうした状況は、第二議会においても変化なかった。民党政策の基調は、依然として経費節減にあった。ただし、帝国大学の独立にかかわっては重要な変化が見られる。

第一議会で「帝国大学の独立」を掲げた自由党は、旧愛國公党メンバーが脱退し、3月に自由俱乐部を結成していた。注目すべきは、自由俱乐部および自由党の大学政策の対比である。

9月5日、自由倶楽部は総会を開き、第二議会に向けて政策を検討した。最大の課題は、第一議会の予算削減で生じた剩余金の処分案であったが、租徵収期限改正（植木）、公債償還（三崎）、町村基本財産（板倉）など積極政策以外の用途が提唱され、大学独立基金には強い支持がなかった（9月8日「明治二十四年度剩余金支出方法」『東京日々新聞』）。剩余金処分案の一一致はなかったものの、高等中学廃止、大学独立に継続して取り組むことが決まった（9月6日「自由倶楽部総会の概況」『自由新聞』）。

ところで、土佐派が脱党した自由党は、剩余金の使途として、帝国大学独立を社説で呼びかけたこともあるが（3月14日社説「帝国大学に独立の資本を与へよ」『立憲自由新聞』），全体としては、「帝国大学の独立」から、東西両大学設置とその原資としての高等中学廃止縮小に転換しつつあった。第一議会末の長谷川提案が、党議となっていましたのである。自由党は、「自由党宣言」（5月29日『立憲自由新聞』明治24年5月30日）で「第六条 教育ハ自由の制度に由るべき事（文部省之部）」と述べ、「我党が以て教育を自由の制度に由るべしと為すハ子弟に強ゆるに自由主義を以てするの謂に非ず普通専門を論ぜず教育を独立の地位に置きて政党の制を受けしめず公私の学校をして成るべく其制度を自由ならしむるに在るなり」とし、教育の独立と公立私立学校の育成を主張したが、8月の自由党代議士会は、教育の独立、大学独立ではなく、大学増設が論議の柱であった。

…東京なる唯一帝国大学の外に更に関西なる京都市若しくは伏見の地に帝国大学を置き五個の高等中学を全廃して東京なる第一高等中学を関東なる帝国大学の予備門とし京都なる第三高等中学を関西なる帝国大学の予備門とし此予備門には尋常中学校生徒なり私立錦城学校英語学校等の生徒なり一様に厳重公平なる試験を行ふて之に入学せしむべし」との昨今当局者に行はるゝ説は一昨日の自由党代議士会などにてはまづ之を賛成すべき有様なり尤も尋常中学校生徒に限り無試験云々の説には勿論大反対なり

（8月7日「帝国大学を東西に置くべし」『郵便報知新聞』）

その中心イデオロギーたる長谷川泰は、自由党党報で、競争による発展を強調し、その文脈で大学設立を説き（「只た一大学のみにては競争することなし、競争することなれば隨て教員に腐敗心を起こさしむるなり…故に別に一個の大学を西京に置き二個に分たんとするなり…乃ち東京大学西京大学の二大学校の設立を望むなり」），その財源としての高等中学廃止（「故を以て余は此の際第一第三の二高等中学を存し、前途発達の目的なき否な不用なる他の第二第四第四の三高等中学を廃し、從前之が為に費したる少なからざる国庫金を転じて他の教育上有益なるところに向つて之を注がんことを希望するものなり」）の必要性を論じた²⁵⁾。競争一般の意義が強調され、帝国大学の批判が改良手段としての競争に発展し、そのことで、官立学校と私立学校との競争条件の創出でなく、帝国大学の拡張を抱え込むことになっている。

競争の必要性は、新聞にも登場していた。7月4日『東京日々新聞』は、帝国大学に「尚ほ進取改良すべきの點少なからざるを覚ゆ」とい、「同じ大学にても法科の学生は理科の講義を聴くを得ず工科生は医科の講席に列するを得ず」とし、競争の欠落を批判して、講座制の導入を提案する。

「先づ第一着に講義公開の制を設けられんことを希望せんばあらざるなり……政府若し此制を断行せば講師が学力の優劣を公衆の嗜好に判し自然に劣等なる学者を淘汰して学術の進歩を助くべく、聴講料の収入を以て経費の幾分を省き從来大学に秘藏せられたる知識を公衆に分配するの効あらん、是れ吾人が大に我政府に望む所なり」(「学政上の所見一二 N. Y.」)。

このような両政党の議論から見て、第一議会で掲げた大学独立の主張は、自由俱楽部、とりわけ植木枝盛が強く関与したのではないかと思われる。植木は、議会前に、「一 帝国大学ヲ独立セシメ議会及政府ノ同意ヲ經其基金トシテ之ニ備荒儲金中ヨリ五百万ヲ交付スル事 一 五ヶ所ノ高等中学ヲ廃シ府県中学ニ高等ノ学科ヲ加ヘ府県中学ヨリ直ニ大学ニ入ルヲ許ス事 一 師範学校ノ存立及学業程度ヲ地方ノ自由ニ放任スル事 一 私立学校ニ保護金ヲ給与スル事ヲ廢スル事 一 小学令ヲ改正シ成ルベク干渉ノ程度ヲ薄クシ自由教育ノ方針ニ向ハシムル事」との綱領を作成していた²⁶⁾。植木は脱党して自由俱楽部に参加し、さらに明治25年1月に死去したため、自由党における帝国大学独立論者を失い、代わって、長谷川の東西両大学増設論が、主流を占めることになったのである²⁷⁾。

第2節 大学基本金の動きと剰余金処分経緯

ところで、第二議会の最大の争点は、予算削減によって生じた剰余金の使途であった。官立学校及図書館会計法は、基本金下付を資本金蓄積の方法としていたから、剰余金は絶好の財源であった。3月23日に加藤総長は、「二十四年度ニ於テ政費節減ノ為メ減セシ六百余万円ヲ大学ノ基本財産ニ充テラレタキ開申」²⁸⁾を文部省に提出し、これをもとに5月には文部省も基本金の下付を内閣に提出したらしい²⁹⁾。『郵便報知新聞』は、「此頃又た別の一派の議論発生せり即ち六百五十万圓を以て帝国大学の基本金となし以て之を独立せしめて他の箇束を脱せしめんとするに在り大学か独立するの必要なることは世既に之を認むるも其支出の途なかりしを以て遂に今日に至りたるか幸ひ此に剰余金あれは之を貰受けんとて既に文部省は内閣に向て之を請求したりサレド内閣に於て其説の行はるゝや否は不明なれハ議会に於ても之に対する運動なかるべからずとて大学連の勅撰議員は之が主唱者となり専ら同意者を募集中なり」と伝えており、おそらく加藤ら貴族院の帝国大学議員を中心とする動きがあったと思われる（明治24年9月5日「六百五十万圓を大学に貰はん」）。基本金下付は、帝国大学—文部省—貴族院内帝国大学議員の連携による共通の戦略課題になっていた。

大蔵省では処分案を8月頃に検討している。その際には、帝国大学基本金支出も検討されていた（表-3）。彼等の内、田尻稻次郎国債局長、阪谷芳郎主計局監督課長、添田寿一大臣秘書官は、帝国大学基本金への支出も検討していた。

田尻は、興業銀行へ250万円、治水森林費へ150万円、北海道鉄道施設費250万円とともに、400万円を「帝国大学基本金トシテ使用ス可シ」といい、「大学ノ費用ハ凡ソ三拾五六萬圓ヲ要ス今右ノ高ヲ基本トスレハ五分利トシテ弐拾萬圓ヲ得他ノ拾五萬圓ハ毎年予算ニテ之ヲ得ルコト難カラサルヘシ大学ハ固ヨリ人才養育ノ源ナリト雖トモ其全費用ヲ支フル丈ケノ費用ヲ生スル資金ヲ臨時ノ餘裕ヨリ取ルトセハ世人或ハ之レヲ許サルノ患アリ故ニ其中ヲ取り諸般ノ必要ナル費用ニ剰餘ヲ振向ケ其残餘ヲ取り経費ノ過半ヲ生スルノ基本金ヲ得ル方十全ノ策ナル可シ」と説明していた。

表-3 明治23、24歳計剩余金処分案一覧(『松方文書』第29冊、財政歳計予備金より作成)

文書名	作成者	主な内容
明治二三、二四両年度 歳計剩余処分案 〔題名なし〕	渡邊国武の捺印 〔記載なし〕	
歳計余裕金処分案 平山の署名 〔題名なし〕		
二三年度、二四年度 歳計残金使用方卑見 〔題名なし〕	松尾の捺印 日付明治二十四年八月二十日 〔題名なし〕	甲種 第一案 征討費借入金返却資金、私設鐵道買上資金 第二案 鐵道建築費、興業銀行補助 第三案 海軍拡張費、陸軍拡張費、治水費、事業奨励費
千五十萬圓剩余金処分 坂谷の署名 〔財本〕 曾根の署名 賀□*作者不明 〔題名なし〕	賀□*作者不明 〔署名なし〕	乙種 海軍拡張費、陸軍拡張費、治水費、事業奨励費 至急を要する数事業に分配使用。公債償還、軍艦製造、鐵道建設、興業及ぶ農業銀行補助、製鐵所建設、予備金、軍艦維持、陸軍要塞砲台屯兵増加、監獄費補助、治水費
政費節減ニ因リ餘剰ヲ生シタル歳入金額ノ処置ニ対スル意見 〔題名なし〕	添田の捺印 〔署名なし〕	臨時残余は、興業銀行補助、治水費、北海道鐵道施設費、帝國大學基本金、二十五年度以後の残余は治水森林費用、海軍拡張
〔署名なし〕		甲種 公債償還、乙種 海関輸出税、北海道水産税、牛馬売買免許税、菓子税免除、残余は軍艦製造等 乙種 公債償還、予備金、海軍拡張費、鐵道建設費
〔署名なし〕		甲種 上策 國債償還 中策 興業銀行資本 下策 國防費 大学基金 乙種 国防費 中策 輸出税、証券印税、船税、車税、度量衡税、北海道水産税、牛馬売買免許税廢止、菓子税、登記税改正 下策 輸出税、証券印税、船税、車税、度量衡税、北海道水産税、牛馬売買免許税廢止、残余を治水費
〔署名なし〕		最下策 地価修正減租、府県監獄費建築修繕費国庫負担 甲種 帝国大学基本金、興業銀行資金、北海道鐵道布設費 乙種 治水費、輸出税全廃、軍艦製造費 〔然りト雖モ今单ニ帝國議會ヲ通過スヘキ一点ヨリ考フルトキハ 乙種ハ監獄費及治水費へ仕向ケルノ邊ニアランカ」
〔署名なし〕		海軍拡張を中心、具体的配分金額なし ナリ 具体的費目なし、考え方として「第一施政ノ方針ヲ確定シテ能ク其緩急大小ヲ審カニシ以テ政府ノ意図トニ国勢ヲ隆ニシ国カラ発達スルニ在ルコトヲ明ニシ彼ノ立国ノ大計に協合セサル減租若シクハ地方稅減税等ノ情実的政策ハ一切之ヲ排擯シ以テ大ニ公衆ヲ正路ニ導カシコトヲ要ス」「第二策として「議會ノ希望ニ從ヒ節減金額ノ幾部ヲ土地負担軽減ノ方法ニ使用スルコト是
〔署名なし〕	甲種 軍艦製造費、鐵道布設費、興業農業銀行補助 乙種 予備費、治水費、海軍皇張費(製鐵場建設)、陸軍国防費 〔署名なし〕	〔①稻渡邦明、明治二十四年七月まで主計局長、七月から大蔵次官 ②渡邊國武、明治二十四年七月まで銀行局長、七月から國債局長 ③平山成紀か(明治一年一月から大蔵大臣秘書官) ④松尾善臣、明治二十四年七月から主計局長 ⑤田尻曾根静夫、明治二十四年八月まで主計局雜種金課長、以後主計局予算決算課長 ⑥坂谷芳郎、明治二十四年八月まで主計局監督課長、八月から兼參事官 ⑦添田寿一、明治四年六月まで參事官、以後大臣秘書官 〔典拠〕【大蔵省百年史】別巻、「一九六九年、【大蔵省人名録】一九七三年】

添田は、帝国大学基本金700万円を、興業銀行資金100万円、北海道鉄道布設費250万円より優位に置き、その理由として、「一、今日ノ如クニテハ大学ノ基礎薄弱ニシテ学問ノ独立覚束ナシ 二、七百万圓ノ利子ヲ五分ト見積ルモ三拾万圓アリ之ヲ本年度ノ豫算額三拾万圓ニ比スルニ大差ナシ」と、その大半を大学に支出する案を作っていた。

阪谷は、上策・中策・下策に分け、上策は国債償還にすべて支出し、中策は、興業銀行資本に500万円、大学基金に350万円、鉄道建築に200万円、下策は、国防費に750万円、大学基金に300万円というものであった。国債償還にあて、明治23年度決算で1900万円を越している国債費の削減をねらつており、健全財政を意図することが第一義であり、積極財政路線をとった場合は、殖産興業政策と並行するだけの重みを与えていた。学士会員でもあり、帝国大学財政独立にも発言していた阪谷の面目躍如たるものがある。

かくして、帝国大学の財政的独立は、大蔵省レベルでも俎上にのったのである。自由党も独立を掲げていたから帝国大学ラインと民党双方に基本下付の一致点があったわけで、現実化の条件があったようにも見える。しかし、実際には、大蔵省内の検討に止まり、早い時点から後退していた。以下に、その点を検討しておこう。

第3節 剰余金処分の論理と大学独立

自由党的な経費削減＝民力休養の論理からは、剰余金は、地租軽減の財源とする主張が筋であり、現に、地租改正して府県人口に割り戻すべきという河島醇の意見も述べられていた（9月5日「六百五十萬圓（河島醇氏の所論）」『郵便報知新聞』）。しかし、現実には、党としての方針ではないにせよ、民力休養ならぬ新規事業への支出もささやかれ検討していた。次の記事は、その一例である。

…而して之を用ゆるの途は終に是れ国家の公益に供すべきのみ、一部種族の利を謀るが為に之を用ゆべからず…（筆者注：地租改正、海軍拡張、砲台建築、保護政策）…政費節減の時を期し地租軽減の他に為すべき事業は最も多し、これら事業の他に國庫の金を以て我日本國是の為めに為すべき事業は何ぞや、我輩は世の識者と共に深く之を講究する所あらんと欲するなり
（3月14日「政費節減金額の用途如何」『自由新聞』）

新聞記事によると、剰余金の使途には、興業銀行資本など19項目があがっており（8月14日「剰余金費途に就き朝野に行はるゝ処分論一束」『東京日々新聞』）、興業銀行や陸海軍費が有力との報道や（9月6日「剰余金一千万圓の使途」『東京日々新聞』）、内務省監獄費及治水費、陸軍砲台建築、鉄道買上げ、製鉄所新設、興業銀行資本、海底電信敷設費などが浮上したとの観測は流れていたが、大学基本金に関する情報は乏しかった（9月16日「月曜日の閣議如何」『郵便報知新聞』）。

もっとも、大蔵省内での検討では、必ずしも歯牙にかけられないほどではなかったらしい。『松方文書』中には、和紙に項目のみ列挙して数字を書き込んだ書類があり、これは、あげられた項目への支持数ではないかと思われる。一番多いのは、「鉄道費 買上費、北海道へ建設ノモノ共 八」で

あり、「海軍費軍艦製造 七」「治水費」および「興業農業両銀行補助」が「六」、「公債償還」「陸軍拡張国防屯田兵増加共」「輸出税免除」が「五」となっている。「大学基金」は、これに続く「四」であり、「監獄費 三」「證印税、船車度量衡北海道水産牛馬売買免許菓子等ノ諸税免除 三」「予備金増加 三」をしのいでいる。

問題は、民党にも積極政策的な志向の見られる局面での、基本金の効用であった。文部省自身も、基本金で一本化するのではなく、新大学設立を検討していたらしい。しかし、帝国大学への批判が顕在化しており、議会の支持の見込みもはっきりせず、行き詰まっているとの報道もあった（9月22日「各大臣の不満足は一様」『東京日々新聞』、10月25日「大木伯の大学新置説」『郵便報知新聞』）。

剩余金処分を検討する際に大蔵省は、外政と内政の一体性を強調した。大蔵次官渡邊国武の処分案に曰く「外ニ向ツテ國權ヲ皇張スルト内ニ顧ミテ民力ヲ培養スルトノ二端ニ過キズ目下我国ノ形勢ヲ按スルニ二者車ノ両輪ノ如ク鳥ノ雙翼ノ如ク決シテ一張一弛ス可ラザル者アリ」（「明治二三、二四両年度歳計剩餘処分案」）との如くである。これを直接的に表現するのは、海軍拡張経費などであるが、治水事業、興業銀行資本、私設鉄道買い上げ、北海道開拓などの民力育成事業も対置された（坂野1972、52頁以下）。また、民力休養的性格も、地租軽減ではなかったが、監獄費国庫支弁（地方税負担の解消）として組み込まれた。品川弥二郎内相は、「地租ニ代リ一般普及之ものハ監獄費より他に無之」と述べる（高橋1995、271頁）。

さて、剩余金は、その性格上、明治23年から蓄積された一時剩余＝甲種と、明治24年余预算査定によって生じた剩余、すなわち、以降も恒久的に生じる剩余＝乙種とに区分され、使途も、これに照応して組み立てられた。一時的性格の強い甲種は、海軍軍拡と治水、すなわち積極政策に、乙種は、予備費・監獄費へ、すなわち、民力休養的性格経費へと充当された（高橋1995）。

この処分の論理では、帝国大学基本金が、積極事業の一つとして他の費途を押しのけて採択される公共性に乏しかった。『朝野新聞』が、治水費、事業費、帝国大学補助費などをあげ、「利は即ち利なるべきも其利益を受くるの区域甚だ狭小なるを奈何せん」（5月8日「六百五十万円に於ける衆議院と貴族院」）とは、帝国大学基本金にこそ、もっとも妥当する。

中には、教育費にという意見も見られるが（8月12日「二十四年度剩余金六百餘万圓に対する某代議士の意見」『東京日々新聞』）、帝国大学の基本財産よりも小学校教育への充実を優先する主張である。大学への基本金は、『東京日々新聞』が、「今急に斯くの如く変制せざるべからざるも必要なく從來の例により国庫の歳出を以て維持する何の不可なることあらんや 悵や今後大学の経費に対する国庫の歳出は全く扣除し得るも其金額ハ直ちに人民の負担を軽減すべきものとは断定し難きに於ておや之を要するに大学は該金を得ざるも退歩の憂なくして地方二萬有余の小学は該金を得ると得ざると依り大いに盛衰に関するものなればその緩急の程度は同日の論にあらざるを信ずるなり」（7月11、12日「国庫の剩余金を以て普通教育の基本財産となすの意見 後藤謙次郎」）と掲載するとおりであり、反論する材料は少なかった。

また、自由党も、大学独立から積極策としての増設に転換しつつあったことは既に述べたとおりである。次の観測記事は、状況をよく示す。

…今本案の再燃せし由来を聞くに目下教育拡張の論朝野に喧しく中にも自由党改進党の如きは仮令高等中学校の二三を廃するも新大学の設立を必要とするものゝ如く且つ内閣各大臣に於ても此の一点に就いては格別異議なき模様あり仮ふるに本年度は幸にも巨額の剩余金あるより斯く設立説成立するに至りしなりとか或人曰く本案にしても若し自由党の意見の如く二大学二高等中学校説に可決するとも年々国庫負担額の増加すると差引十五六万圓に過ぎざるべしと知らず本年の議会は此の案を如何に決すべきか

(9月15日「新大学設立案の再燃」『東京日々新聞』)

しかし、民党内部でも、帝国大学基本金か増設かという選択肢自体は、そもそもそれほどプライオリティの高いものではない。一致するのは軍備拡張との観測もあった（9月6日「代議士天野三郎氏（自由俱楽部）党の剩余金処分意見（軍備拡張）」『東京日々新聞』）。従って、具体的に論議すると民力休養・民力育成双方の論理から基本金の緊急性が低下するのはやむをえない。添田寿一も、「然リト雖トモ今単ニ帝国議会ヲ通過スヘキ一点ヨリ考フルトキハ甲種ハ主トシテ國債償還ヘ乙種ハ監獄費及治水費ヘ仕向ケルノ邊ニアランカ」と述べていた。内閣は9月中旬の閣議で処分方針を決定したらしいが（9月13日「十一日の閣議と剩余金」『東京日々新聞』、17日「剩余金処分」『朝野新聞』、18日「剩余金処分の確報」『郵便報知新聞』），陸軍軍事費、軍艦建造費、監獄費などを中心とする新規予算となり、大学基本金・新大学設置は採用されなかった。

小 結

以上検討してきたごとく、初期議会における民党の高等教育政策は、私立中等教育機関と競合していた高等中学の廃止・縮小と私立学校の育成、帝国大学の政府からの独立を内容としており、基本金保有による財政的独立も、綱領に掲げられていた。特に、立憲自由党は、明治24年度予算審議の過程で、高等中学の予算廃止を主張するが、高等中学に代わる私立学校の育成は、議会内で多数派を形成できなかった。高等中学廃止の急先鋒に立つ長谷川泰は、帝国大学の増設とそのための財源として、高等中学の縮小を議会の最終段階で主張し始め、帝国大学独立よりも増設を自由党の政策とする旋回が始まった。

意味合いは異なるが、文部省も、官立学校及図書館会計法による財政独立を実現するため、基本金下付をたびたび働きかけていた。第一議会での剩余金処分をめぐっては、大蔵省内でも検討され、一定の基盤があった。

しかし、議会内で経費節減＝民力休養路線が多数派をとる状況では、帝国大学の独立は、必要性を主張し得ず、明治25年度予算案には組み込まれなかった。また、立憲自由党内でも、植木枝盛等の脱党、自由俱楽部結成によって、大学独立要求は後退したのであった。

さらに、第二議会以後、民党と政府の接近が強まるにつれ、対議会との関係で帝国大学の独立を実現する必要すら消滅していく。それは、帝国大学が、明治社会に全面的に認知されていくプロセスでもあったのである。

【注】

- 1) これらの諸綱領が、井上毅の高等教育改革に与えたインパクトについては、既に研究蓄積があり、初期議会における民党の教育論議についても分析がある（海後1968, 内田1968, 寺崎1971, 本山1981）。しかし、政党の高等教育政策相互の関連や変化については問うところがなく、藩閥政府と民党との妥協が進展し、対立関係が変化するもとで、政党の側に生じた変化についての検討がない。最も意欲的に帝国議会の教育論議を扱った本山（1981）にしても、議会の議事録に依拠しすぎ、教育政策そのものが検討されていない。
- 2) 海後（1968）で堀内守により概略が紹介されている。具体的には、①「秘 勅令第 号按 諸学校令（専門学務局修正按）」②「秘 勅令第 号按 諸学校令通則（朱書議決訂正）」③「秘 勅令第 号案 学校令」（学校令私立学校令案と書き込み）④「私立学校監督條規」⑤「私立学校條令草案（甲案）」⑥「私立学校條令草案（乙案）」の各案である。
これらの学校令案の作成期日は今のところ確定しがたいが、「私立学校監督條規」は、「本令ハ明治二十七年四月一日ヨリ施行ス」とあるのでそれ以前のものと推定できる。従来の研究は、明治32年の私立学校令、中学校令、明治36年の専門学校令の成立を、いずれも日清戦争後政策動向から説き起こしているが（久木1976, 米田1985, 佐伯1986）、明治23年の5学校令案を含む、1890年代の学校制度改革過程において法制化を把握する必要がある。
- 3) 日本大学史編纂室「高等教育ニ関スル意見」「山田伯爵家文書 一」。また、「科学専門教育機関ノ増設ヲ論ス」（『牧野伸頤文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵、『明治文化資料叢書』第8巻所収）は、「明治二三年ニ至リ芳川文部大臣ハ二案ヲ立テ閣議ヲ経タリ其一ハ数個若クハ一個ノ大学ヲ地方ニ興スコト其二ハ既設ノ五高等中学校ヲ拡張シ各種急要ナル専門部ヲ増設スルコト之レナリ而シテ此請議ハ経費節減ノ故ヲ以テ終ニ裁可ヲ得スシテ止ミタリ」と記述し、のちに、「高等教育令理由書」（『梧陰文庫』B2649、文書には多数の加筆修正があり「高等学校令理由書」となっている）にも同様の記述が見られる。これらの点に関しては中野（1992）に紹介がある。
- 4) 東京大学蔵『評議会記録』。
- 5) 以下の議事は、11月11～16, 18, 19日の『大同新聞』による。また、立憲自由党的組織過程、内部問題については、村瀬信一（1986）、伊藤之雄（1991a, 1991b）に詳しい。
- 6) 4月7日「特別保護金」『朝野新聞』。関連報道は、4月13日「山田伯に対する五大法律学校の連合」『朝野新聞』、18日「寄書 日本法律学校の保護 冷顔生」『東京日々新聞』、19日「五法律学校有志委員と栗塚秘書官との問答」『東京日々新聞』、4月20日「日本法律学校」『朝野新聞』、27日「保護金三万圓」『朝野新聞』、8月12日「明治二四年度の補助金」『朝野新聞』など。
- 7) 「明治二四年度文部省所管帝国大学歳出予定計算書」。
- 8) 「衆議院予算委員会速記録第1号」『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇1、東大出版会。
- 9) 「衆議院予算委員会速記録第11号（総会）」前掲書、87頁以下参照。
- 10) 「衆議院第1回通常会議事速記録第21号」『帝国議会衆議院議事速記録』1、東大出版会、295頁。

- 11) 「衆議院第1回通常会議事速記録第26号」前掲書, 365頁。
- 12) 1月24日「弥生俱楽部の集会」『立憲自由新聞』。
- 13) 「衆議院第1回通常会議事速記録第32号」『帝国議会衆議院議事速記録』1, 474頁以下。
- 14) 前掲書, 475頁。
- 15) 「衆議院第1回通常会議事速記録第32号」『帝国議会衆議院議事速記録』1, 484~485頁。
- 16) 「衆議院第1回通常会議事速記録第44号」前掲書, 700~701頁。
- 17) 「衆議院第1回通常会議事速記録第44号」前掲書, 709頁。
- 18) 「衆議院第1回通常会議事速記録第48号」前掲書, 768頁。
- 19) 「天野為之外二名提出明治二十四年度歳入出総予算及特別会計予算文部省歳出意見 (『梧陰文庫』B4137)。
- 20) 「仙台にては早川智寛氏外五十名より第二高等中学校存廃に関する建議書を草し之を県知事に差出して文部大臣に具申あらんことを県知事に願出に付知事は去る二十二日を以て添書を附し同大臣に進達せしと云ふ」(明治24年12月26日「第二高等中学校存廃につき仙台人の運動」『東京日々新聞』)。
- 21) 「貴族院予算委員会速記録第2号」『帝国議会貴族院委員会速記録』明治篇1, 38頁。
- 22) 「貴族院第1回通常会議事速記録第43号」『帝国議会貴族院議事速記録』2, 661頁。
- 23) 「貴族院第1回通常会議事速記録第44号」前掲書。
- 24) 『重要書類彙集 従明治二十年至明治二十四年』(東京大学蔵)。
- 25) 12月9日「明治二十五年度政府請求の教育費について」自由党『黨報』第4号。
- 26) 「官制改正私案覚書〔抄〕」(外崎光広編・植木枝盛『維新後道徳の頽廃せしことを論ず教育論・道徳論・廃娼論』法政大学出版局, 1982年) 110頁。なお、外崎によれば、この文書が植木の起草であるのは確かだが、内容のすべてが枝盛自身の見解なのか、彼が所属する組織の方針も加わっているのかは確定しない。
- 27) 長谷川泰は、第2議会後、私立学校の抑圧政策に対しても強硬に反発した。第1議会終了後、文部省は高等中学校長会議を開き、尋常中学と高等中学との連絡について討議を開始した(6月11日「高等中学校長会議」『朝野新聞』, 6月25日「高等中学校長会議」『教育時論』第223号)。ところで、尋常中学と高等中学との接続は、私立学校の盛衰に関わるものであり、私立学校関係者は、私学撲滅策と見て警戒した。『郵便報知新聞』は、都下の高等中学予修課程を置く私立学校、錦城学校、東京英語学校、共立学校などが一高等中学入学を目指し、優秀なため、東京府尋常中学はふるわず、「私立学校の旺盛又何ぞ国家の慶事に非すと為さん否」と尋常中学を改良を批判する(6月17日「私立学校の盛衰に関する一要件」)。7月下旬には、増島六一郎と長谷川泰が、法学院・松野貞一郎、山田喜之助、英語学校・杉浦重剛、同志社・徳富緒一郎、慶應義塾・増田英二、錦城学校・阪元盛徳、共立学舎・辰巳小二郎、成立学舎・中原貞七、郁文館・棚橋一郎らを集めて会合を持ち、私学撲滅策への対策を練り(7月31日「府下私立学校の集会 芳川顕正氏の私立学校撲滅策行はれむとす」『郵便報知新聞』), 同盟組合を結成した(8月2日「教育界の新運動」『国民新聞』、「私立学校撲滅策に反対の運動」『郵便報知新聞』)。結成された組織は、日本教

- 育調査会と称し（8月9日「日本教育調査会起る」『朝野新聞』），増島六一郎，長谷川泰，杉浦重剛を委員とし，その主意書は杉浦重剛が起草し，官立学校重視を批判し，私立学校の意義を強調している（8月25日「日本教育調査会主意書及び略則」『朝野新聞』，8月27日「日本教育調査会の主意書」『郵便報知新聞』『東京日々新聞』）。このように長谷川は，私学の利益を代弁してこの時期行動し，一見ラジカルに見えるが，私学の独自性主張の基盤を失っていくのである。私学撲滅問題の経緯に関して，「私学撲滅論争」『日本教育論争史録』第1巻（第一法規，1980年）参照。
- 28)『東京大学重要書類彙集 明治二十四年』(東京大学蔵)。
- 29)「清国賠償金ノ一部ヲ東京及京都ノ帝国大学基本金トシテ交付セラレントヲ請フノ議」(『牧野伸顕文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵，『明治文化資料叢書』第8巻所収)
 …故ニ欧米諸国ノ大学ハ相当ノ基本金ヲ有シ経済ノ独立ヲ為スモノ多シ帝国政府ニ於テモ明治二三年官立学校及図書館会計法ヲ発布セラレ資金ヲ蓄積シ独立ノ経済ヲ立ルノ地ヲ為スト雖も毎年資金ニ編入スル金額ハ僅少ニシテ別ニ一大基本金ノ交付ヲ仰ぐニアラサレハ該法律ノ旨趣ヲ徹底スルコト難シ而シテ基本金ノ交付ニ關シテハ前任大臣ヨリ明治二四年五月及二五年七月ヲ以テ閣議ニ提出シタル如ク其必要ヲ認メタリ…
- 30)「衆議院第2回予算委員会速記録」第5号（『帝国議会衆議院委員会会議録』明治篇1，東大出版会），201頁。

【参考文献】

- 有泉貞夫 1980, 『明治政治史の基礎過程』吉川弘文館。
- 石井寛治 1997, 『日本の産業革命』朝日選書。
- 伊藤之雄 1991a, 「第一議会期の立憲自由党－組織と政策の形成－」『名古屋大学文学部研究論集・史学』37。
- 伊藤之雄 1991b, 「初期議会期の自由党」山本四郎編『近代日本の政党と官僚』東京創元社。
- 井上光貞・永原慶二・児玉幸多・大久保利謙 1995, 『日本歴史大系14普及版 明治憲法体制の展開（上）』山川出版。
- 井上久雄 1969, 『近代日本教育法の成立』風間書房。
- 内田 紘 1968, 『明治期学制改革の研究』中央公論社。
- 尾崎行雄 1955, 『尾崎豊堂全集』第4巻。
- 海後宗臣編 1968, 『井上毅の教育政策』東大出版会。
- 慶應義塾 1960, 『慶應義塾百年史』中巻（前）。
- 佐藤秀夫 1971, 「明治23年の諸学校制度改革案に関する考察」『日本の教育史学』第14集。
- 佐伯友宏 1985, 「明治32年 私立学校令の成立過程」『日本の教育史学』第28集。
- 高久嶺之介 1976, 「明治憲法体制成立期の吏党」『社会科学』第6巻第3号, 同志社大学人文科学研究所。
- 高橋左門 1986, 『旧制高等学校全史』時潮社。

- 高橋秀直 1985, 『日清戦争への道』東京創元社。
- 中央大学 1955, 『中央大学七十年史』。
- 館 昭 1981, 「帝国大学令と帝国大学の矛盾」『大学史研究』第2号。
- 寺崎昌男 1965, 「日本の大学における自治的慣行の形成」『教育学研究』第32巻第2・3合併号。
- 寺崎昌男 1974, 「明治政府と日本の大学」『世界教育史大系26 大学史 I』講談社。
- 寺崎昌男 1979, 『日本における大学自治制度の成立』評論社。
- 東京大学百年史編集委員会 1985, 『東京大学百年史』通史二。
- 同志社 1979, 『同志社百年史』通史編1。
- 長岡新吉 1971, 『明治恐慌史序説』東大出版会。
- 長岡新吉 1973, 「日清戦後の財政政策と賠償金－「戦後経営」の政策決定をめぐって－」『日本経済政策史論』上 東大出版会。
- 中野 実 1993, 「帝国大学体制の成立とその改編の動向」『近代日本における知の配分と国民統合』(寺崎昌男・編集委員会共編) 第一法規。
- 中野 実 1995, 「帝国大学成立に関する一考察－帝国大学理科大学教授矢田部良吉関係文書の分析を通じて－」『東京大学史紀要』第13号。
- 中野 実 1997, 「帝国大学体制形成に関する史的研究－初代総長渡辺洪基時代を中心にして－」『東京大学史紀要』第15号。
- 中山 茂 1978, 『帝国大学の誕生』中央公論社。
- 羽田貴史 1996, 「明治憲法体制成立期の帝国大学財政政策」『大学論集』第25集, 広島大学 大学教育研究センター。
- 坂野潤治 1971, 『明治憲法体制の成立』東大出版会。
- 久木幸男 1976, 「訓令12号の思想と現実(1)」『横浜国立大学教育学部紀要』第16集。
- 村瀬信一 1986, 「第一議会と自由党－「土佐派の裏切り」考－」『史学雑誌』第95巻第2号。
- 本山幸彦 1981, 『帝国議会と教育政策』思文閣出版。
- 米田俊彦 1985, 「『中等社会』育成をめぐる相剋－1899年(明治32)改正中学校令の制定過程とその意味－」『日本の教育史学』第28集。

The Formation of Modern State and the University in Middle of Meiji Period

Takashi, Hata*

In the early stage of the national assembly period, political parties not in power demanded the abolition of governmental schools such as the Imperial University and higher middle schools(Koto-chugakko) in favor of an encouragement of private schools, and they pressurized the Meiji government to improve the management of these schools through an examination of the school budgets.

Their opinions seemed rather powerless, but they were not simply the means to cut expenses.

These parties criticized the higher education policy of the Meiji government, and they insisted upon the encouragement of private schools, the direct connection between the ordinary middle school and the Imperial University, the financial independence of the Imperial University and the establishment of another imperial university in Kyoto.

In the early stage, the national assembly had limited authority. But the assembly demanded the reform of the higher education system which the Meiji Government accommodated. The main subjects of this paper are the following three points formed from the above viewpoint.

The first is the analysis of the policy of political parties not in power based on the analysis of the newspapers from those days. They criticized the governmental schools and insisted upon the encouragement of private schools. In addition the Liberal Party declared the independence of The Imperial University. The contents of this policy are examined.

The second is to examine the budget plan and to find the reason why the Imperial University did not achieve the financial independence. The budget dispute of the first national assembly over the use of 10,000,000 yen, which was the unspent amount of national budget of the previous year, and the use became a new issue.

Also, it became the factor which prompts for the approaching by the party and the government. That we should pay attention is that the Ministry of Finance was examining a defrayment to fund for the Imperial University as one of the uses.

The third is to examine the change of the policy for the higher education of the Liberal Party in relation to the change of the government policy.

The author used many materials, various newspapers, proceedings of the imperial national assembly, individual documents of the bureaucrats concerned with this problem in the Ministry of Finance.

* Associate Professor, R.I.H.E., Hiroshima University

The conclusion are the following:

First, the abolition of higher middle schools(Koto-chugakko) could not form a majority opinion in the general session of the imperial national assembly. The proposal to replace public schools by private schools was did not leave the approval of the national assembly.

Second, the Liberal Party changed the policy to reduce high schools to support financial savings. The main person who proposed this policy was Hasegawa Tai, one of the leaders of the Liberal Party.

Third, as a result of this policy change, the establishment of another imperial university in Kyoto or the financial independence of the Imperial University have become financially different.

As the result more than a 10,000,000 remained unspent. In the second national assembly the use of this amount was argued. There was a plan to outlay the fund for the financial independence of the Imperial University on the part of the bureaucrats in the Ministry of Finance, but that plan didn't have the public support and therefore it wasn't realized.